

東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業費補助金交付要綱

制定 平成22年3月29日付け21環第239号
農林水産事務次官依命通知

第1 通則

東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業費補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 交付の対象及び補助率

- 1 農林水産大臣は、東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業実施要綱（平成22年3月29日付け21環第238号農林水産事務次官依命通知。（以下「実施要綱」という。）、東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業実施要領（平成22年3月29日付け21環第240号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知。（以下「実施要領」という。））に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助事業者に補助金を交付するものとする。
- 2 補助金の交付の対象とする経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

第3 経費の流用

別表の経費の欄に掲げる1、2及び3の事業に要する経費は相互に流用してはならない。

第4 申請手続

- 1 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、適正化法第5条、施行令第3条及び規則第2条に規定する申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。
- 2 申請書の提出期限は、農林水産大臣が別に定める。
- 3 補助事業者は、1の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額

して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

第5 交付決定の通知

農林水産大臣は、第4の規定に基づく補助金交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、別記様式第2号により補助事業者に補助金交付決定の通知を行うものとする。

第6 補助事業変更（中止又は廃止）の承認

- 1 補助事業者は、規則第3条第1号の規定に基づき、農林水産大臣の承認を受けようとする場合には、別記様式第3号の変更（中止又は廃止）承認申請書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。
- 2 規則第3条第1号イ及びロに規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる内容以外の変更とする。
- 3 農林水産大臣は、1の変更（中止又は廃止）承認申請書の提出があり、その内容について適正であると認めるときは、その旨を補助事業者に通知するものとする。

第7 補助事業遅延の届出

補助事業者は、規則第3条第2号の規定に基づき農林水産大臣の指示を求める必要が生じた場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を農林水産大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

第8 概算払

補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第4号の概算払請求書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号）第58条ただし書きに基づく協議が整った日以降とする。

第9 状況報告

- 1 適正化法第12条の規定に基づく補助事業の遂行状況報告は、補助金の交付決定に係る年度の11月30日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、前条の概算払請求書をもって代えることができるものとする。

- 2 農林水産大臣は、前項に定める時期のほか、事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該事業の遂行状況の報告を求めることができる。

第10 実績報告

- 1 規則第6条第1項の規定に基づく実績報告の様式は別記様式第6号のとおりとし、正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。
- 2 第4の3ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金等額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4の3ただし書により交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出した後において消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、1の金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号により速やかに農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第11 補助金の額の確定等

- 1 農林水産大臣は、前条1の規定による報告を受けた場合には、当該報告書等の書類の審査を行うとともに必要に応じて現地調査等を行い、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を決定し、別記様式第8号により補助事業者に通知するものとする。
- 2 農林水産大臣は、1の規定により補助金の額を決定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 2に規定する補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第12 交付決定の取消し等

- 1 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、第5の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
 - (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく農林水産大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

- 2 農林水産大臣は、1の規定による取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 農林水産大臣は、2の規定により補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者に対して、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 2の規定に基づく補助金の返還及び3の規定に基づく加算金の納付については、第11の3の規定を準用する。

第13 財産の管理

施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣の定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

第14 帳簿等の保管

補助事業者は、規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物について、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって、規則に定める処分制限期間を経過しないものがある場合にあっては、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

第15 交付額の下限

交付決定額の下限は、3,500万円とする。ただし、交付先の選定を公募により行うときはこの限りではない。

第16 報告

事業実施主体が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人である場合には、この補助金に係る補助金等支出明細書（別記様式第10号）を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え置いて公開するとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度の6月10日までに農林水産大臣に報告するものとする。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別 表

経 費	補助率	重要な変更	
		経費の配分の 変更	事業の変更
<p>東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業費補助金</p> <p>1. 東アジアバイオマスタウン構想策定支援人材育成事業費</p> <p>2. 東アジアバイオマス利活用可能性調査等事業費</p> <p>①東アジアバイオマス利活用可能性調査事業費</p> <p>②東アジアバイオマスタウン構想策定可能性調査事業費</p> <p>③東アジアバイオマス利活用指針策定事業費</p> <p>3. アフリカバイオマス利活用可能性調査事業費</p>	定額	①～③の経費の相互間における経費の30%を超える増減	<p>1. 事業実施主体の変更</p> <p>2. 事業内容の新設又は廃止</p> <p>3. 事業の中止または廃止</p> <p>4. その他計画の重要な変更が特に必要と認められる場合</p>

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
団 体 名
代表者名

㊟

平成〇年度東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業費補助金交付申請書

平成〇年度において、平成〇年〇月〇日付け〇第〇号で計画承認があった事業計画内容に関し下記のとおり（別表の経費）を実施したいので、東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業費補助金交付要綱第4の規定により、東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業費補助金〇円の交付を申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業実施場所
- 3 事業の内容（又は実績）
- 4 経費の配分

経費の区分	補助事業に要する (又は要した)経費	補助金の額
(別表の経費)	円	円

5 事業の完了予定年月日（又は事業完了年月日）

6 収支予算書（又は収支精算書）

（1）収入の部

種 類	本年度予算額(又は本年度生産額)	前年度予算額(又は本年度予算額)	比較増減	備 考
国庫補助金 そ の 他 計	円	円	円	

（2）支出の部

種 類	本年度予算額(又は本年度生産額)	前年度予算額(又は本年度予算額)	比較増減	備 考
(別表の経費)	円	円	円	

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

7 添付書類

- (1) 申請者の営む主な事業を記載した書類
- (2) 申請者の資産及び負債に関する事項を記載した書類

(要領)

1. 計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正した該当資料ページを添付して提出すること。
2. 前記1により、計画承認の事業内容から変更して交付申請書を提出する場合は、本文中の「平成 22 年〇月〇日付け〇第〇号で計画承認があった事業計画内容のとおり事業を実施したいので」を「平成〇年〇月〇日付け〇第〇号で計画承認通知があった事業計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」とすること。

番 号
年 月 日

（補助事業者）

殿

農林水産大臣

平成○年度東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業費補助金の交付決定について

平成○年○月○日付け○第○号で申請のあった平成○年度東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業費補助金交付申請書については、東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業費補助金交付要綱第 5 の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、通知する。

記

- 1 補助金交付の対象となる事業は、平成○年○月○日付け○第○号で申請（以下「申請書」という。）のあった東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業費補助金とし、その内容は、申請書の内容欄記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の交付決定額	金	円
- 3 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書の 4 に記載されたとおりとする。
- 4 補助金の確定額は、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額と配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額）とのいずれか低い額の合計額とする。
- 5 補助事業者は、東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業実施要綱（平成 22 年○月○日付け 21 環第 238 号農林水産事務次官依命通知。）及び東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業実施要領（平成 22 年○月○日付け 21 環第 240 号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知。）に従わなければならない。

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
団 体 名
代表者名 ㊟

平成〇年度東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業費補助金
変更（中止又は廃止）承認申請書

平成〇年〇月〇日付け〇第〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業費補助金交付要綱第6の規定に基づき申請する。

記

変更の理由

- (注) 1 交付決定を受けた計画書の変更箇所を加筆修正した該当資料ページを添付して提出すること。
なお、添付資料については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったもの限り添付すること。
- 2 補助金の額が増額する場合は、件名の「〇〇事業変更承認書」を「〇〇事業の変更および追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業費補助金交付要綱第6の規定により申請する。」を「下記のとおり変更したいので、東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業費補助金交付要綱により、補助金〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。

別記様式第4号（第8関係）

平成〇年度東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業費補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣
支出官 農林水産省大臣官房経理課長 殿

住 所
団 体 名
代表者名 印

平成〇年〇月〇日付け〇第〇号により補助金の交付決定通知があったこの事業について、東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業費補助金交付要綱第8の規定に基づき、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

平成〇年〇月〇日現在

区 分	補助事業に 要する経費	国庫補助金 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残額(A)- ((B)+(C))		事業完了 予定年月日	備 考
			金 額	出来高	金 額	平成〇〇年 〇月〇〇日 迄予定出来 高	金 額	平成〇年 〇月〇日迄 予定出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

注) 区分の欄には、別記様式第1号の別紙の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

農林水産大臣 殿

住 所
団 体 名
代表者名

㊟

平成〇年度東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業費補助金遂行状況報告書

平成〇年〇月〇日付け〇第〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業費補助金交付要綱第9の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		11月30日までに 完了したもの		11月30日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

注) 区分の欄には、別記様式第1号の別紙の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
団 体 名
代表者名 ㊟

平成〇年度東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業費補助金実績報告書

平成〇年〇月〇日付け〇第〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業費補助金交付要綱第10の規定により、その実績を報告する。

また、併せて精算額東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業費補助金〇〇円の交付を請求する。

（要領）

- 1 事業の実績が、事業実施計画の内容と同様の場合においては、「なお、事業の実績内容等は、事業実施計画の内容と同様であった。」旨加筆し、計画書の添付は省略すること。
- 2 軽微な変更があった場合においては、事業実施計画の承認を受けた計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。
- 3 報告の際には以下の書類を添付すること。
 - （1）詳細な事業報告書
 - （2）支払い経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し
 - （3）外部へ委託した場合で、実施計画書提出時にその委託契約書の案を添付した場合は、委託契約書の写し

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
事業実施主体名
代表者名 印

平成○年度東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業費補助金仕入れに係る消費税
等相当額報告書

平成○年○月○日付け○第○号で補助金交付決定の通知があった事業について、東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業費補助金交付要綱第10の3により下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額
(平成○年○月○日付け○第○号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

(注)内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

別記様式第8号（第11関係）

番 号
年 月 日

（補助事業者）

殿

農林水産大臣

平成〇年度東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業費補助金の額の確定について

平成〇年〇月〇日付け〇第〇号で申請のあった平成〇年度東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業費補助金実績報告書を審査した結果、平成〇年〇月〇日付け〇第〇号により交付決定した東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業費補助金の額〇〇円については、東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業費補助金交付要綱第11の規定により、東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業費補助金の額〇〇円に確定したので、通知します。

別記様式第9号(第14関係)

財 産 管 理 台 帳

事業主体名 _____

事業実施年度		平成 年度		農林水産省所管補助金名												
事業種類	事業の内容				工期		経費の区分				処分制限期間		処分の状況			
	事業種目	事業主体	施設区分	設置場所	着工年月日	竣工年月日	総事業費	負担区分				耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	備考
								国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他					
							円	円	円	円	円					
	計															
	計															
	計															
合 計																

注) (1) 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

(2) 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸し付け、担保提供等別に記入すること。

(3) 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称または補助金返還額を記入すること。

(4) この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

平成〇〇年度補助金等支出明細書

1	補助金等の名称		
2	事業の目的及び内容		
	(1) 目的		
	(2) 具体的な内容		
3	交付先の法人の名称		
4	交付実績額	(A)	千円
5	補助金等における管理費		
	(1) 人件費		千円
	(2) 一般管理費		千円
	(3) その他の管理費		
		内 容	金 額
			千円
			千円
		合 計	千円
		合 計	千円
6	外部への支出		
	(1) 外部に再補助等されているものに関する支出		
		支出内容	支出先
			金 額
			千円
			千円
			千円
			千円
		合 計	(B) 千円
	(2) (1)以外の支出		
		支出内容	支出先
			金 額
			千円
			千円
			千円
		合 計	千円
7	その他		
		内 容	金 額
			千円
			千円
			千円
		合 計	千円
8	再補助等の割合 (B/A)		%

(注) 1 「5. 補助金等における管理費」について、「(1)人件費」には、当該補助金等の事業に携わる当該法人の職員等の人件費を、「(2)一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費(貸借料、光熱水料費、租税公課等)を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3)その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

2 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1)外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2)(1)以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。

「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、①当該法人から第三者に交付されている補助金、助成金、利子補給金等、②補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うものとする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2)(1)以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該法人から直接支出していない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2)(1)以外の支出」に該当しない場合もある。

<「(2)(1)以外の支出」の具体例>

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、通訳料

3 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界がわかるよう記入する。

4 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

5 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6.(1)外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。